

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合
人事行政の運営等の状況について

令和 7 年度における本組合人事行政の運営等の状況について、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年条例第 1 号)第 4 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合長

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

イ 退職者 なし

ロ 採用者 なし

(2) 職員数 2 人(条例定数 6 人)

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	令和 7 年度の 人件費率 (B/A)	(参 考) 令和 6 年度 の人件費率
	千円	千円	千円	%	%
	856,319	1,934	18,390	2.1	2.0

(2) 職員給与費

給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	1 人当たり給与費
千円	千円	千円	千円	千円
8,584	1,892	3,727	14,203	7,102

(3) 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢(4 月 1 日現在)

区 分	組 合	国(行政職一)
平均給料月額	346,350 円	332,237 円
平均給与月額	423,148 円	414,480 円
平均年齢	4 7 . 5 歳	4 1 . 9 歳

※平均給与額は、給料に管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手

当、通勤手当（１月平均にしたもの）を合算したもの。

（４）職員の初任給（４月１日現在）

区 分	組 合	国（行政職一）
	決定初任給	決定初任給
大学卒	232,000 円	232,000 円
短大卒	216,500 円	216,500 円
高校卒	200,300 円	200,300 円

（５）級別職員数の状況（４月１日現在）

区 分	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
標準的な職務内容	主事	主事	主査・係長	課長補佐	課長	事務局長
職員数（人）			１			１
構成比（％）			５０			５０

（６）職員手当

イ 期末手当・勤勉手当（４月１日現在）

組 合		国	
期末手当 2.525 月分	勤勉手当 2.125 月分	期末手当 2.525 月分	勤勉手当 2.125 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５％から１５％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５％から１５％ ・管理職加算 １０％から２５％	

ロ 退職手当

区 分	組 合		国	
	自己都合等	勸奨・定年	自己都合等	勸奨・定年
勤 続 ２０ 年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤 続 ２５ 年	28.0395	33.270750	28.0395	33.270750
勤 続 ３５ 年	39.7575	47.709000	39.7575	47.709000
最 高 限 度 額	47.7090	47.709000	47.7090	47.709000
その他の措置	早期退職特例 ２％～２０％加算		早期退職特例 ３％～４５％加算	

※１ 令和７年度の退職者はいません。

※２ 本組合職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給されます。

ハ 地域手当（４月１日現在）

支給対象地域	仙 台 市
支給対象職員数	２ 人
支給率	７ %
国の制度との同異	同

ニ 時間外勤務手当

支給対象 職員 １ 名

支給総額 ５ ５ , ７ ９ ０ 円

ホ その他の手当

区分	内 容 及 び 支 給 単 価	国	異なる内容	支給実績
扶養 手当	１．配偶者 3,000 円 ２．満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（※） 11,500 円 ３．満 60 歳以上の父母及び祖父母、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹及び重度心身 障害者 6,000 円 ※子のうち、満 15 歳に達する日以後 の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達 する日以後の最初の 3 月 31 日まで の間にある子がある場合は、1 人に つき 5,000 円加算	同	—	0 円
住居 手当	１．借家・貸間に居住している職員 ①月額 27,000 円以下の家賃を支払っ ている職員 家賃－16,000 円 ②月額 27,000 円を超える家賃を支払 っている職員 (家賃－27,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ２．単身赴任手当を支給され配偶者等の 居住するための住宅を借り受けている 職員	同		180,000 円

	1により算出した額の1／2 ※限度額 28,000 円			
通勤手当	1. 交通機関等利用者 6ヶ月に要する運賃相当額（6ヶ月定期の額）を6月毎に支給 ※限度額 1月あたり 55,000 円 2. 交通用具使用者 使用距離により 2,000 円～31,600 円 3. 交通機関と交通用具の併用者 上記1＋2の額 ※限度額 1月あたり 55,000 円	同		221,020 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、当該職員の属する職務の級に応じて支給する。 6級 62,300円 5級 59,500円	同	—	747,600 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が週休日又は休日に勤務した場合に、次の額を支給 事務局長、課長 6,000 円	同	—	6,000 円

3. 職員の勤務時間その他勤務の状況

(1) 職員の勤務時間

1日の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8：30	17：15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	平均取得率
2人	60日	28.8日	14.4日	48%

(3) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事情により職員が勤務しないことが相当の場合として認められている有給の休暇であり、取得状況は下記のとおり。

区 分	期 間	取 得 者 数
夏期休暇	6月～10月のまでの間の3日間	2人
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1～7日	1人
病気休暇	9月～11月	1人

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

令和7年度は、分限処分者・懲戒処分者とも該当者はありません。

5. 職員の服務状況

服務の具体的内容	地方公務員法の規定
服務の宣誓	第31条
法令及び上司の命令に従う義務	第32条
信用失墜行為の禁止	第33条
秘密を守る義務	第34条
職務に専念する義務	第35条
政治的行為の制限	第36条
争議行為等の禁止	第37条
営利企業等の従事制限	第38条

6. 職員の研修及び勤務成績の評価状況

(1) 研修状況

北海道・東北六県消防補償等組合連絡協議会研修会 2名受講

(2) 勤務成績の評価

実施していません。

7. 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 職員健康診断状況

人間ドック受診 2名

(2) 職員互助会に対する補助金額状況

本組合では、互助会への公費助成は行っておりません。

(3) 公務災害等の状況

発生なし

(4) 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護状況

- | | |
|-------------------|------|
| ①勤務条件に関する措置の要求の状況 | 該当なし |
| ②不利益処分に関する不服申立の状況 | 該当なし |
| (5) 公平委員会の業務の状況 | |
| ①勤務条件に関する措置の要求の状況 | 該当なし |
| ②不利益処分に関する不服申立の状況 | 該当なし |